

◇ 徳島市制度融資のご案内 ◇

徳島市経済変動対策特別資金

徳島市内の中小企業者を支援します！

融資対象者

徳島市に事業所を有し、かつ、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業信用保険法第2条第1項に定める法人及び個人であって、市税を完納し、次のいずれかに該当する者。

- 1 中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づき認定を受けた者
- 2 取引先等の倒産事業者に対して、次の要件のいずれかを満たす者
 - (1) 50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む）債権又は前渡金返還請求権を有していること
 - (2) 全取引規模のうち、倒産事業者との取引規模が20%以上であること
- 3 経済不況や仕入価格の上昇により直近3カ月間若しくは直近決算期における売上高が前年同期比で減少、又は直近決算期における経常損益で損失となっている者
- NEW** 4 消費税増税の影響により直近3ヶ月間の売上高が前年同期比10%以上減少の条件を満たす者。※保証申込期間は令和2年1月6日(月)～令和2年12月28日(月)

融資条件

資金用途	運転資金
融資金額	3,000万円以内（消費税増税対策枠は別枠で500万円以内）
融資利率	年率1.90%以内（責任共有制度対象外については、年率1.70%）
保証料率	年0.80%以内（責任共有制度対象外については、年0.30%） ※消費税増税対象枠は年0.20%
融資期間等	運転資金8年以内（消費税増税対策枠に限り、運転資金5年以内） 分割又は一括償還（1年以内据置）
保証人、担保	必要に応じて徴求（原則として第三者保証人は徴求しない） 担保については必要に応じて徴する
取扱金融機関	阿波銀行、四国銀行、徳島銀行、徳島信用金庫、商工組合中央金庫

融資制度の手順

相 談

・相談窓口は徳島県信用保証協会、取扱金融機関、市経済政策課です。



融資の申込

・必要書類を添えて取扱金融機関へ申し込んでいただきます。

保証の申込

・保証申込書に必要書類を添えて徳島県信用保証協会に申し込んでいただきます。



保証承諾

・徳島県信用保証協会は信用保証の適否を審査します。



保証を決定すると申込人及び取扱金融機関へ保証承諾書が送られます。

資金の貸付

・資金貸付決定後、貸付証書が作成され取扱金融機関から融資が実行されます。



資金の返済

・取扱金融機関へ貸付金の返済をしていただきます。

お問い合わせ先

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市経済政策課 TEL:088-621-5225 FAX:088-621-5196